

退職後の健康保険について

退職する方へ
ご周知ください



退職等で健康保険の資格を喪失する場合は、次の健康保険への加入手続きが必要です。

保険料等を比較のうえ、次に加入する健康保険に手続きを行ってください。

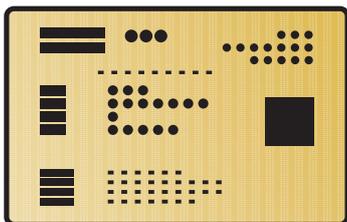
	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の被扶養者
手続き先	お住まいの市町村	お住まいの協会けんぽ支部	ご家族の勤務先
加入要件	市町村へご確認ください。	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること。 退職日の翌日から20日以内(土日祝含む)に申請すること。 	被保険者となるご家族の勤務先へご確認ください。

健康保険証や資格確認書の回収について



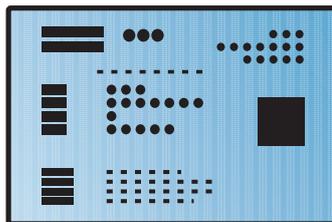
令和7年12月をもって、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。退職する方の健康保険証等の回収については、以下をご覧ください。

資格確認書



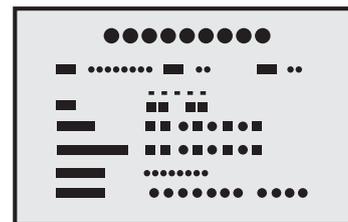
返却が必要です。

健康保険証



ご自身で破棄が可能です。

資格情報のお知らせ



コミュニケーションロゴ・タグラインの導入

協会けんぽでは、加入者・事業主とのコミュニケーションを一層深めていく上での新たな「接点」として、「コミュニケーションロゴ」及び「タグライン」を制作し、順次使用を開始します。

今回は皆さまに、「コミュニケーションロゴ」
「タグライン」に込められた思いをお知らせします。

▼詳しくはこちら

協会けんぽ コミュニケーションロゴ

検索

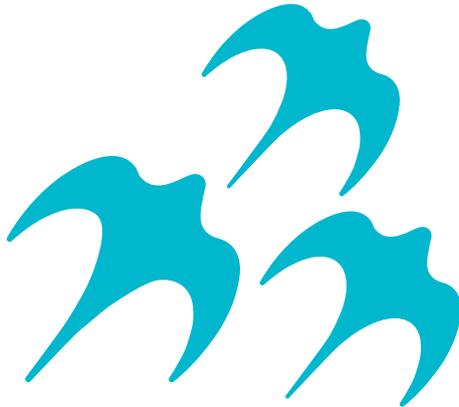
「もしも」と「いつも」 = 「保険」と「保健」

協会けんぽの二つの機能である、

「**保険**」… 例えば、病気やケガで働けなくなったとき

「**保健**」… 例えば、毎年の健診や、ふだんの健康づくり
を、「もしも」と「いつも」という言葉に置き換えて表現しました。

「もしも」と「いつも」に安心を。



協会けんぽ

「**翫**」 = 「力をあわせる」

協会けんぽの「翫(きょう)」の字には、「力をあわせる」「力をひとつにする」という
意味があります。「翫」をモチーフに、幸福の象徴である三羽の青い鳥が力をあわせ、
健やかで安心な生活を築き、輝く明日へと羽ばたく様を表現しました。

